A・ロロルドのロック自由論解釈について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2025-06-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 佐々木 拓, SASAKI TAKU メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/0002002893

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 4.0 International License.

A・ロロルドのロック自由論解釈について

佐々木　拓

はじめに

本論文の目的は，アントニア・ロロルドが著書『ロックの道徳的人間』[1] (以下『道徳的人間』) において提示したジョン・ロックの自由論解釈の独自性を示すことにある。ロックの自由論，とりわけ彼が『人間知性論』[2]で扱った哲学的／人間的自由論[3]の研究は，同じ哲学分野の認識論や人格同一性論といったテーマに比べても，研究量が少ない領域である。事実，G・ヤッフェが 2000 年に『その名にふさわしい自由：ロックの自由な行為者について』[4]を公刊して以降，21 世紀に入ってからは目立った研究が見られなかった。そのような状況で発表されたのがロロルドの著作である。しかも，彼女の解釈はそれまでの解釈を大きく外れ，非常に独特で斬新なものであった。本論文では彼女のロック解釈を紹介するとともに，そのユニークさを解説することで，21 世紀のロック自由論研究の方向性を探る足掛かりとしたい。

本論では次のように議論を展開する。第 1 節では，ロロルドの著作全体の概要とその狙いを説明する。ついで第 2 節では，彼女のロック自由論解釈を確認する。最後に第 3 節で，彼女の議論をこれまでの論争の文脈に位置付けることで，その独自性を示す。

1. 『道徳的人間』の概要

本書においてロロルドが解明するのは，ロック道徳哲学における道徳的行為者性の条件の詳細である。そのなかで彼女は次の 2 点を主張する。すなわち，(1) ロックの設けた基準が「存在論的に中立」(p. 128)であること，(2) 道徳的行為者性の条件の中心となるのは，自由，人格同一性，理性であり，最終的にはこれらの条件が広義の理性能力として捉えられること，である。(1) の「存在論的に中立」というのは，ある対象が道徳的行為者であるかどうかを判断する基準として，ロックは，例えば「人間」，「馬」，「鳥」といった生物種の違いを基準として採用しなかったという意味である。さらに，彼女は，とりわけ人格同一性を論じる際に問題となるのだが，その対象が（「有機体」を含む）「物質的実体」か「非物質的実体」かといった，実体の種類もまた，この基準とされていないと論じる（したがって，ある対象が単に非物質的精神的実体であるというだけでは道徳的行為者であるとは言えない）。彼女にしたがえば，ロックは道徳的行為者の判定をする際に，このような形而上学的，存在論的な区別を一切参照しておらず，あくまでも経験的に知りうる自身の

能力に応じて，対象はこの地位を獲得すると主張する。

ロロルドはこのような方針に基づいて，では具体的にどのような能力が道徳的行為者の基準となっているのかを特定する。彼女はまず，自由，人格同一性，そして理性をあげる。しかし，各々の能力を細かく見ていくと，単に自由に行為できること，自己意識をもつこと，英国道徳哲学の系譜において一般に「理性」とされる推論能力をもつことは，人間以外の動物にも可能である（とロックが考えている）ことが判明する。そこでロロルドは最終的に，上記の3つの能力に関連する，高度な理性的機能を（ある程度成熟した）人間に特有な能力として抽出する。すなわち，a) 欲求の遂行を保留し，行為の帰結を十分に比較考量する能力，b) 持続的な自己の観念を形成し，過去や未来の行為を自身のものとして引き受ける能力，c) 抽象観念を形成し，自然法を知る能力，である。これらが，最終的に「道徳的人間」に特有な能力であり，道徳的行為者であるものとないものを分ける基準となる。以上がロロルドの主張の要点である[6]。

私たちの常識と同じく，ロック道徳論においては，道徳的行為者であるためには道徳的規則，すなわち自然法の知識を持つ（少なくともそれが獲得可能である）ことが必要となる。これに関連して，ロロルドは序論においてロックの自然法論についての考察を行う。その上で，第1章で自由を，第2章で人格同一性を，第3章で理性について，ロックの考える能力の詳細を明らかにしていくというのが『道徳的人間』の構成となっている。

道徳的行為者の条件が最終的には「理性」に収斂していくという結論は斬新かつ独特である。また，私たちが一般に「自由」「人格同一性」「理性」という言葉で一括りにしている能力について，ロックの論述を追いながら，それらを細かい下位の諸能力に分析していくという議論も，道徳心理学的考察として有益である。これらに加え，各論となる自由論や人格同一性論に関する独創的な解釈を含む点で，『道徳的人間』は非常に刺激的な著作と言える。これら全てに検討を加えることは学術的に十分意義ある取り組みであるのだが，それをするには一冊の労作が必要となろう。そこで，本論では自由論に焦点を絞り，その独自性を明らかにするとともに，その現代的意義を探っていくことにする。

2. ロロルドのロック自由論解釈

ロロルドの展開するロック自由論の斬新さは，ロック自由論をめぐる議論の枠組みを大きくずらした点にある。周知の通り，ロックの哲学的自由論は『人間知性論』の第2巻21章で扱われ，そこでの議論は第2版出版時に大きな（『人間知性論』に対する諸改訂のなかでも最大の）修正が加えられている。とりわけ目立つ修正点は，意志を決定する要因として「欲求(desire)」が導入された点と，この欲求が意志を決定する（ひいては欲求の対象となる行為を遂行する）ことを保留できる力を私たちはもつと主張した点である。ロックの時代に欲求を意志決定の要因として持ち出すことは，すぐさまホッブズの自由論を読者に思い起こさせる。しかし，その筋でロックの自由論を読み進めると，そのホッブズ的な自由論を否定するような「欲求の遂行を保留する力」が登場するのである。ここにきて，読

者は大きな不整合に突き当たる。ロックの自由論をめぐる議論はこの不整合を不整合として受け入れるのか，それとも整合的な解釈が可能なのかという枠組みでなされてきた[7]。そのなかで，ざっくりと言えば，ロックは（ホッブズ主義的）両立論者なのか，それともホッブズに対抗するような（デカルト主義的）自由意志実在論者なのか，をめぐって論争が繰り広げられてきたのである[8]。

このような論争状況で，ロロルドは「自由意志／意志する自由」という論点を巧みに避け，従来の論争のラインにのらない。彼女の自由論解釈がとにかくユニークなのは，ロックの自由の定義を，ホッブズ的な「行為の自由」に限定する一方で[9]，その行為の自由が，道徳的な行為者とそうではない行為者とを区別する基準（以下，単に「道徳的行為者性の基準」と呼ぶ[10]）として機能していないと主張する点である[11]。通常，ロックにおいても自由は道徳的行為者性の基準の一部と考えられる。しかし，多くの研究に共通するのは，その「自由」は，欲求を保留する力を含んだ，ある意味での「意志の自由」を含む「自由」として論じられるという点である[12]。確かにこの発想には，単なる「行為の自由」だけでは道徳的行為者性の基準には至らないという含意があり，この点についてはロロルドも同意する。ただ，彼女の解釈が特異なのは，欲求を保留する力を「自由」に属するものではなく「理性」に属するものと捉え，「行為の自由」を道徳的行為者性の基準から除外するところである。これは，行為の自由をもって，人間的自由の（それゆえに道徳的行為者の）条件としたホッブズ的自由論とも，（例えばヤッフェのように）欲求保留の力の行使に意志の自由をみとめ，それを人間的自由の条件としたデカルト的自由論とも大きく異なっている。

なお，ロロルドのこの主張は，さらに次の2つの独自の解釈に基づいている。ひとつは，ロックは行為の自由を能動的力の行使とみなし，それが動物にも可能だと認めている（それゆえに，行為の自由は道徳的行為者性の基準とならないと考えている）というものである。もうひとつは，ロック自由論において，欲求の保留の力は自由の条件を構成するものではなく，むしろある種の理性の能力に属すのだが，理性能力の発揮という「自己表現の自由」を実現するものとして，道徳的行為者性の基準とみなされているというものである。以下ではそれぞれの議論を，ロロルドの筋立てをやや再構成する形で解説する。

2.1. 能動的力としての意志と行為の自由

まずは行為の自由を能動的力の行使とする見解から見ていこう。ロロルドが定式化する，ロックの自由の定義を確認しよう。彼女によれば，

> 主体Sは次の場合かつ次の場合に限り活動aを遂行するのに自由である。(i) Sはaをするよう意志するがゆえにaをする，(ii) Sが仮にaしようと意志しないなら，Sがaをすることはない。(p. 27)

これは「・・・自由の観念は，ある行為者(Agent)に備わる，心の決定もしくは思考にしたがって，個別の活動を行うか差し控えるかする力の観念である」(II. xxi. 8, p. 237)という，ロックの定義に依拠している。ここでの「活動(Action) [13]」には身体の運動のみならず，精神の思考も含まれ(ibid.)，さらにはそれらの差し控えもまた含まれる(II. xxi. 28, p. 248)。ただし，唯一「意志すること」だけには適応されない[14]。この定義自体に，意志の自由は含意されていないことは(p. 27)，以下で論じるように，動物もまた自由な行為を行いうる存在者だという点からも重要である。

以上の自由の観念には意志（の力）の観念が含まれている(ibid.)。意志とは「単なる思考によって，われわれの心のいくつかの作用や身体の運動を，開始するかこらえるか，継続するか終了させるかする力」である(II. xxi. 5, p. 246, cf. p. 27)。ロックが「物体の運動は能動的力について非常に曖昧な観念しか与えず」，「運動を始めることの観念は，私たちは内省からしか得られない」と述べるように(II. xxi. 4, p. 235)，私たちは意志の観念からこそ，もっとも明瞭に能動的力の観念を得る。ロロルドはここで，「能動的力の行使は端的に意志することである」(p. 33)と示唆する。そして，「自分自身の選択，すなわち自身の内側にある力によって」(II. xxi. 72, p. 286)，自分自身を動かす力こそが能動的力であり，これは意志の観念と同一ではないが，「2 つの概念の外延は同一である」と述べる（p. 34)。したがって，「能動的力の行使のすべては意志することであり，意志することのすべては能動的力の行使である」と結論する(ibid.)。

ここからロロルドは能動的力の行使を行為の自由と結びつけるのだが，ここで彼女は明確な論理を展開していない。唯一手掛かりとなるのは，「自由な活動と意志に基づく(voluntary)活動は同じ能動的力の行使を含む」という主張である(p. 38)。ここで注目されるのは，先に確認したロロルドによるロックの自由概念の定式化である。ここで，(i)が意志による活動を示している点は明らかだろう。そして，そこに私たちがもつ能動的力，変化を生み出す力が発揮されている点は疑いがない。ロロルドがさらに指摘するのは，(ii)の条件は反実仮想的なものであり[15]，(ii)は能動性の点でいかなる要素も(i)に付与しないという点である(p. 37)。彼女は，有名な「閉じ込められた男」[16]の事例に関して，もし部屋のドアの鍵がかかっていなかったらと設定を変更する。その事例において，男が部屋に留まることは自由である。対して元の事例では男は自由ではないのだが，2 つの事例において，能動的力の行使という点では両者には違いがない(pp. 37-8)。ゆえに，行為の自由という点においては両者は同じだということをロロルドは言いたいのだろう[17]。

このようにして，行為の自由と能動的力の行使が結びつけられるのだが，ロロルドはさらに進んで，この能動的力と行為の自由を動物もまた備えると論じる。これは，能動的力としての意志を動物もまたもつという，かなりラディカルな主張である。ホッブズもまた，動物は意志をもち，行為の自由を行使しうると考えていたが，その際ホッブズは「意志」をある種の欲求と考えていた。対して，ロックは意志と欲求は同一視できず(II. xxi. 30, p. 250)，意志は精神に特有な力だと述べる(II. xxiii. 30, p. 313)。両者の意志概念理解には大き

な乖離があり，ロック自由論の文脈で「動物も意志と行為の自由をもつ」と主張することは，単にホッブズがそう述べる以上の困難があるのである。

この困難は，伝統的にはデカルト派に見られる，非物質的実体と思考・意志の能力との結びつきにある。ロロルドは，『人間知性論』に全体的に見られる，ロックの存在論的中立性に依拠しながら，この結びつきを切り離そうと試みる。そこで中心的な役割を果たすのが，「特別な付与(superadd)」という考えである。ロロルドはまず，思考の力は魂という非物質的実体にのみ認められるという，二元論的な想定をロックがとっていないことを指摘する。ロックは，「〔魂の非物質性を哲学的に証明することなしに〕道徳と宗教の重要な目的のすべては十分確固として保持される」（IV. iii. 6, p. 542)と述べており(p. 26) [18]，私たちが経験から獲得する力が，形而上学的にどのような根拠をもつかについてあえて触れていないようである。さらに，ロックは，神が特定の物質的実体に思考の力を「特別に付与」した可能性を否定していない。また，思考を「精神に特有」と認めてさえ，ロックは「精神」という言葉の使用について「それが物質的か非物質的かにかかわらず」と注釈を入れている（*Works*, Vol. 4, p. 492)。

このようなテキスト上の根拠を見るとロックが不可知論をとっているとするのが中立的な見方なのだろうが，ロロルドはむしろロックが物質に思考の力を特別に付与する解釈を強く推す。そして，物質に思考の力が特別に付与される論理を以下の 3 通りに分析する(p. 36)。(1) 思考の力は物体の本性に依拠しない，「偶有的な力」だとする。物質のもつ思考の力はある種の奇跡である。(2) 思考の力は物質の本性には依拠しないが，神の定めた自然法にその根拠をもつ。この場合，この思考の力は奇跡ではない。(3) 思考の力は物質の本質ではないが，物質の構成に依拠する[19]。ロロルドはこれらのなかでも(3)の立場を取り，それ自体は思考の力をもたない物質が特別な構成をとることにより，思考の力が特別に付与されるという考えを採用する[20]。そして，『スティリングフリートへの手紙』における次の引用をもって，これらの可能性を裏付けるのである(pp. 39-40)。

> もし全能の創造主が，理性をもたない動物を生み出す大地に，感覚もなく生命もない大地のもつ性質を遥かに超える性質（それによって動物たちが生命，感覚，自発的運動もつようになる性質），以前に大地にあった性質よりも高貴な性質を特別に付与しなかったなら，大地は感覚のないままの物質のままであっただろう。(*Works*, Vol. 4, p. 462)

このように「考える物質」の可能性が示唆されることで，仮に動物が魂のような非物質的実体から構成されていなくても，動物が思考の力をもつ「精神」でありうる余地が生じる。重要なのは，私たちが「思考の力」「意志の力」と呼ぶものが経験的に動物に観察できるかどうかである。この点については，まずロックは動物が知覚の機能を保持することを認めている(II. ix. 11, p. 147）[21]。知覚は思考の力のひとつなので，感覚をもつ動物は明らか

に思考の力をもつのである。さらに動物は，機械と異なり，自身の内部から運動を開始する力をもつ(II. xxvii. 5, p. 331)。ここでは直接能動的力という表現が用いられていないが，その運動が受動的な機械と対比されていることから，この内発的な力は能動的力，すなわち意志だと言ってよい（p. 39)。そもそも，ロックは，力の観点からは動物と人間の間には断絶がなく，連続的なものと考えていた(III. vi. 12, pp. 446-7)。以上を踏まえるなら，ロックが動物が意志の力をもち，自由な活動を行えると考えていたという解釈には十分な妥当性が認められる。そしてもしその読みが正しければ，動物は道徳的行為者ではないのだから，能動的力の保持，活動の自由な遂行は道徳的行為者性の基準ではありえないということになるのである。

2.2 欲求の保留能力と自己表現の自由

では，ロックは何をもって道徳的行為者性の基準と考えていたのか。ここでロロルドは従来の研究者と同様に欲求の保留能力に注目する。ただ，彼女の理解が他と異なるのは，それがロックの考える自由の定義の一部を構成せず，むしろ力としての自由の外部にある，理性の能力として解されるべきだという点である。ただ，ロロルドもまた，この能力を最終的には自由と結びつける。ただ，それは「意志する自由」という伝統的な自由意志概念としてではない。彼女は，欲求の保留能力は，私たち自身の本質である理性を活動において表現する，「自己表現の自由」として自由と関連すると述べるのである。以下，この彼女に独特な理解について解説しよう。

まず，ロックは『人間知性論』第2版の改訂時に，私たちの意志を決定する要因として欲求を導入するのだが，同時に，その欲求による意志決定を保留し，熟慮する能力を私たち人間に認める。これは「経験において明らか」な能力であり，「欲求の対象を考え，すべての側面から検討し，他の欲求と考量する自由」である(II. xxi. 47, p. 263, cf. p. 40)。従来の論争では，この欲求の保留能力が，ロックが初版から展開してきた「意志する自由の否定」の議論と矛盾するのかどうかが争点となってきた[22]。ロックは欲求による意志決定を論じたが，その決定が保留の能力によって否定されているのではないかという不整合が危ぶまれているのである。しかしながら，ロロルドはこの議論の路線に乗らない。ロックの保留にまつわる言説は，第2巻第21章8節の自由の定義に置き換わるものでも，追加の条件を述べたものでも，この定義を説明しなおしたものでもないと論じる(pp. 43-44)。欲求の保留能力は，意志することの条件を述べたものでも，意志と行為との関係を述べたものでもない。「むしろ，それは一般的な意味で，理性に従って行為することを可能にするための，行為全般に関わる(global)条件なのである」(p. 46)。

ロロルドは自身の解釈の一定の妥当性のために次の3つの理由をあげている。第一に，ロックが欲求の保留能力を導入した後も第21章8節の定義を維持したことである。第二に，欲求の保留を行為の自由に組み込まない仕方で自由と関連させる考え方があることである。最後に，ロックは道徳的責任の条件を示唆している言説には，「〔現実とは〕別様に行う力

(a Power to do otherwise)」だけでなく，「自己決定(self-determination)」が含まれていることである(IV. xvii. 4, p. 673. cf. p. 47)。ロロルドは特に，この二つの概念を切り離し，前者を行為の条件に，後者を道徳的行為者の条件として読み解く。その際，自己決定は，いわゆる自由意志実在論の意味する自己原因ではなく，「理性によって決定される」ということを意味する(p. 48)。

欲求の保留が行為の自由に組み込まれない理由として，ロロルドは2つの点を指摘している。ひとつは，もし自由な行為の条件として欲求の保留が組み込まれる場合，私たちは「意志の弱さ」の問題を扱えなくなるというものである(p. 48)。もし，欲求の保留が自由な行為の条件であるなら，「欲求の保留が行えなかった（ゆえに，行うべき事柄に釣り合う欲求をもてなかった）」ということが，不正な行為に対する抗弁理由となってしまう。そもそも「意志の弱さ」の問題を解決することが『人間知性論』第2巻第21章の動機の重要な部分であったのにもかかわらず，このような抗弁を許すことは改訂の意義を失わせるだろう(ibid.)。そこで，欲求の保留は行為の自由の規定から外し，あくまでも行為者の条件として定めるべきだ，というわけである[23]。

もうひとつの理由は，私たちは欲求の保留を意志や欲求によって実行し得ないという点である[24]。まず欲求の保留が意志によってなされるには，その意志を決定する欲求が必要である。しかし，欲求の保留の能力は「あらゆる」欲求を保留する能力である。しかも，欲求の保留は熟慮のためで，ロックの考える熟慮は，正しい信念を形成することではなく，正しい欲求を形成する点に意味をもつ(p. 50)。そうなると，保留は欲求による意志決定に先立たなければならない(p. 49)。

以上をふまえると，欲求の保留は意志に関わるものというよりも，熟慮の側面から，理性により深く関わると考えられるだろう。そして，ロロルドはこの力を道徳的行為者の条件だとするために，理性と自由の連合を最後に試みる。その鍵となるのが，「自己表現としての自由」という考えである。理性は道徳的行為者の唯名的本質の一部であるが故に，理性による活動の決定は，行為者自身の有り様を活動において示すことでもある(p. 48)。こうして，熟慮を通じて自身の考える最善の活動を発見し，それに沿った欲求を形成することで，自らの本質を体現することがある種の自由とみなされる。彼女は自論を擁護するために，欲求の保留を「自己超越の自由」と捉えるヤッフェの議論を批判するが(pp. 51-3)，それ以上のアーギュメントは展開されていないように見受けられる。しかし，自己表現の自由は，現代自由意志論では「性格論法」の中心的アイデアを構成しており，その観点からロックの自由論を再解釈するのは非常に興味深い試みだと言えよう。

3. ロロルド解釈の意義

さて，ロロルドのロック自由論解釈を概観したわけだが，最後に彼女の解釈を従来の論争の文脈に位置付け，その意義の掘り下げを行う。まず，何より注目すべきは，ロックの議論に存在論的中立性を見出した点である。2. 1で示した通り，ロックは能動的力の帰属

先として物質的実体の余地を残す。ロックが「精神」と呼ぶものの本質は思考の力にあり，その力をもつ主体が物質的か非物質的かを問わない。そして，能動的力としての意志もまた思考の一種なのであるから，この存在論的中立性は意志の力にもあてはまる(p. 35)。この指摘は，これまでの現代的な自由意志問題の枠組み，すなわち，機械論的（普遍的因果的決定論が成立する）世界のなかで人間の自由が成立しうるかという問題関心のもとに論じられてきたロックの自由論の見方を大きく変えるだろう。確かにロックは欲求による意志の決定を論じており，それは彼が『人間知性論』第２版で導入した欲求の保留能力との関係から不整合をきたすかもしれない。そこに，デカルト的自由意志実在論的行為主体とホッブズ的両立論的行為主体という対立する行為主体観が読み込まれ，それがロック自由論にある根本的な不整合性だと考えられてきた(Chappell: 1994)。しかし，ここで欲求の決定を因果的決定と読み込んだり，非物質的実体による行為者因果のような因果性を読み込むことは[25]，ロックの経験論を踏まえれば不適切なのである。『人間知性論』第 2 巻第 21 章の議論は形而上学的文脈から切り離されており，物心二元論が正しいのか物質一元論が正しいのか，決定論が正しいのか非決定論が正しいのか，といった観点から論じられるべきではない(p. 25)。

この観点は非常に重要である一方で，ロロルドの解釈では「精神」の本質である思考の力と意志の力が動物にも帰属される。すなわち，動物も精神=霊をもつことになるのである[26]。確かに，動物が感覚能力をもつことによって"spirit"たりうるというロックの示唆は，例えば現代の動物倫理においては味深く受け取られるかもしれないが，17 世紀当時の感覚としてどのようなものであったかは思想史的な検証が必要だろう。さらに，ロロルドは物質の特殊な構成によって思考が「特別に付与」される可能性を強く推しているようだが(p. 38)，この場合，道徳的行為者は自然法に照らして死後に賞罰を受けるというロックの考えをどのように受け止めるべきだろうか。これは道徳的行為者性と自由との関係を示す際にロックが持ち出す論点であると同時に(IV. xvii. 4, p. 673)，人格同一性を論じる際にも大きく問題とされる論点でもある。思考と意志の主体が物質（有機体）であるならば，その主体はいかにして死後に賞罰を受けうるだろうか。この点については，彼女の人格同一性論の解釈も合わせて考察を進める必要がある。

もうひとつ目を向けたいのは，彼女がロックの自由の定義を（従来の両立論的解釈がとる）ホッブズ的なものではなく，ヒューム的なそれとして解釈している点である。それは端的に，彼女が自由の定式化にあたり，反実仮想的な(ii)の条件（「S が仮に a しようと意志しないなら，S が a をすることはない。」）を入れていることからわかる。たしかにロックは「運動ではなく静止を選択できる」力を意志に認めており(II. xxi. 5, p. 236)，自由な活動を行う際には「実行と差し控えが等しく可能」であることを条件としている(ii. xxi. 8, p. 237)。ロロルドはこの記述を(ii)に素直に反映させているのだろう。とはいえ，これまでロックの自由の定義を両立論的に読む際は，それはホッブズ的なものと理解されていた[27]。そこでは，「実行と差し控えが等しく可能」という条件は，反実仮想的なものではなく，実際に差

し控えを意志した際の外的障害の不在として受け取られる。ホッブズがいわゆる「川の自由」を認めたように，ある行為の差し控えが，反実仮想的にせよ可能であるかどうかは，ホッブズの定義には必要ではない。そこで，ロックの自由の定義をホッブズ的に読む場合は，「実行と差し控えが等しく可能」という条件が実際には無意味であるという仕方で論じるのがこれまでの筋であった（逆に，それが有意味であると論じる仕方で，ロックは自由意志実在論的に解釈されてきた）[28]。

ホッブズ流の両立論的な「外的障害不在の自由」の定義（「私がそれを行うと意思すればそれを行う」）が反実仮想的に理解され始めるのは，教科書的にはヒューム以降とされる。ここでロックの自由論にヒューム的な自由の捉え方がすでに準備されていたと考えることができるのなら，それは自由意志問題の歴史に新しい論点を投げかけることになるだろう。とはいえ，その際には，「閉じ込められた男」の例をいかに両立論的読み，「自由ではないが意志に基づく活動」が実際には存在しないことを証明する必要がある。

最後に触れておくべきは，やはり欲求保留の能力を理性の一部とし，行為の自由の条件から除外するという議論である。ただし，保留の能力は自由と無関係になるのではなく，「自己表現の自由」として責任能力に関わるというのが彼女の主張であった。これまでの議論では，保留の能力は，欲求の遂行を一旦停止することで「実行と差し控えが等しく可能」という条件を「行為の自由」の条件として実効的にする装置として機能するものと考えられてきた。保留の能力は自由に行為するための，もしくは（道徳的ではなく）自由な行為者としての条件と解されてきたのである。しかし，欲求の保留を意志の遂行ではなく，行為の結果の熟慮という観点から見たとき，その能力はむしろ理性に属するものとして考える方が妥当かもしれない。保留の動機についても，ロロルドはそれが欲求ではあり得ないと論じるわけだが，意志や欲求の力というよりも，自身の幸福にいかに真剣にコミットするかという，合理性の観点から見た方が理解しやすいだろう[29]。

この解釈は，先の存在論的中立性の読み込みと等しく，ロックの自由論を自由意志問題という問題圏から引き離す効果を伴う。欲求の保留がいわゆる他行為可能性と切り離されるなら，自由意志問題の観点からロックの自由論に不整合性が指摘されることはなくなる。欲求の保留能力が，（実際の保留の有無ではなく）能力の有無として道徳的行為者性の観点から論じられるとき，意志が因果的に決定されるかどうかという問いはロック自由論の枠外の問題となるためである。したがって，機械論と他行為可能性の関係が問題外とされることで，もはや自由意志実在論的非両立論の立場も両立論の立場もロックに帰すことは無意味となる。それでもロロルド解釈をあえて従来の議論の文脈に落とし込むなら，彼女の立場は「決定論の脅威のない両立論」という，ホッブズ的両立論をよりソフトにしたような形になるだろう。そして，従来両立論の立場から主張されてきた「性格論法」とそれを支える「自己表現の自由」という考えは，道徳的責任と自由の関係をより強固にする装置として機能するはずである。行為の自由に基づく行為の構成要件と，能力に基づく行為者の構成要件の二本立てで「自由」概念を考察する論点は現代の自由意志論においても稀で

ある。これを現代的に展開する可能性もまた，ロロルド解釈の魅力のひとつと考えられる。

おわりに

ロックの自由論を自由意志問題の議論の枠組みから解放し，彼の経験論という方法論にふさわしい形で，道徳の問題として捉え直すという試みには大いに賛同する[30]。しかし，彼女の解釈はロックの思想の厳密な読解というよりは，ロックの議論の再構成と見る方が妥当であろう。となると，私たちが見るべきは，その解釈の正しさというよりも，ロックの議論をそのようなものとして読むことから引き出しうる，ロック自由論の現代的意義のように思われる。その点では，ロックの「自由意志」を自己表現の自由として理解することの独自性には，ロックの再解釈を超えて，魅力的な責任論を展開する可能性が秘められている。

（金沢大学人間社会研究域人文学類教授）

追記：本研究は JSPS 科研費 23K00027 および 23H00560 の研究成果の一部である。

注

1 Lolordo (2012).本文において単にページ数のみを示す場合は本書への参照・引用である。

2 Locke (1689). 以下，本書に関する引用・参照については，巻号節をそれぞれローマ数字の大文字，小文字，アラビア数字で示し，クラレンドン版のページ数を付す。また，ロック全集からの引用・参照については，ロロルドに従って，J. ジョンソンほか編集の *The Works of John Locke, in Ten Volumes* を用い，*Works* と示した後に巻号とページ数を付記する。

3 これは，ロックが他の著作で主として展開した政治的自由論や宗教的自由論と区別するための用語である。

4 Yaffe (2000).

5 以後，「動物」と記す際には人間以外の動物を指す。

6 なお，道徳的「人間」とある通り，ロロルドは道徳的行為者性の条件に身体性を組み込んでいる(pp. 3-4)。この条件は，ロックが死後の賞罰を道徳論の中で重要視している点を考慮すると深く検討する余地があるが，「物理的身体をもつこと」は動物との共通点として自明であり，序論以降本論では触れられない論点であるため，ここで検討するのは避ける。なお，ロックが物理的身体に本質をおく「人間」と自己意識に本質をおく「人格」とを区別していることは，ロックの人格同一性論ではよく知られた論点である。

7 前者の代表は Chappell: 1994, 後者の代表は Yaffe: 2000 である。

8 cf. Garrett: 2016, p. 261, Rickless: 2013, p. 31, 佐々木: 2017, pp. 116-7.

9 ここでは「ホッブズ的」と評したが，筆者の理解ではむしろヒューム的と言える。この点については次節で議論する。

10 この基準は単なる必要条件ではない。というのは，自由に行為できることは，ここで言及される「基準」に先立って，道徳的行為者性に必要だからである。

11 この主張が斬新なのは，ロロルドの解釈を批判するリックレスの議論の中心が，ロック的行為の自由が道徳的行為者性の基準の一部であることを示す点におかれたことからもわかる(Rickless: 2013)。

12 佐々木: 2017，第3章を参照。

13 “action”は通常「行為」と訳されるが，ロックはこれを動物や心の作用についても適用するため，「活動」と訳すこととする。その他，議論が現代の文脈に及ぶ際には「行為」と訳すこともある。

14 というのは，ロックはこれに基づいて「自由な意志」および「意志する自由」が不合理であることを論じるためである(II. xxi. 23, pp. 245-6 および 25, p.247)。

15 Lolord: 2013, p. 57.

16 この事例についての哲学的分析については，佐々木: 2017，第4章を参照。

17 残念ながらこれ以上のアーギュメントは『道徳的人間』には見つけられなかった。しかし，部屋のドアに鍵が加かかっているかどうかの違いは条件(ii)に影響するため，ロロルドの定式化を参照してさえ，単なる能動的力の行使が自由な行為となるわけではないように思われる。

18 ロロルドは，*Works*, Vol. 2, p. 332 を参照しているが，この一節は『人間知性論』にも見られる。ただし，ロロルドが”all the great ends of religion and morality”としている箇所は，正しくは”morality and religion”であり，この点を踏まえて筆者が 〔〕内を補足した。ロックはさらにこれに先立って「物質であれ，非物質であれ(solid or not solid)，創造されたある実体がいかにして自由な行為者でありうるかをあなたが理解できずとも（中略）あなたが人間が自由な行為者であることを否定するとは思わない」とも述べている(op. cit., p. 330)。

19 ここで思考の力が「本性に依拠しない」ことが強調されるのは，思考の力は本来精神に特有な力であるためである。だからこそ，物質のもつ思考の力を論じる際には「特別な付与」という観念が用いられるのである。

20 (3)の立場については，ここで述べた考え方のほかに，第一性質として思考の力を特別に付与された粒子があり，それを構成に含む物質が考える力を得るという趣旨の考え方がある(p. 36)。

21 ロックはここで「〔知覚の機能は〕動物の王国と自然のより劣った部分とを区別する」と述べる。

22 代表的な例としては，Chappell: 1994.

23 佐々木は欲求の保留能力を含んだ形で，行為の自由も力として，道徳的行為者の条件とすべきだと論じている。佐々木: 2017, pp. 265-278。

24 欲求の保留が意志の力によってなされるかどうかについては多くの議論がある。佐々木: 2017, pp. 139-143 を参照。

25 ロロルドは『道徳的人間』第1章9節でそのような行為者因果的解釈を論駁している(pp.53-62)。

26 ロックは"spirit"という語をギリシア語の"πνεῦμα"に遡ってその用法を確認している(*Works*, Vol. 4, p. 492)。

27 cf. Ricless: 2000, Lowe: 1995.

28 Lowe: 1995, pp. 119-41, Yaffe: 2000 参照。

29 欲求保留の動機づけを「幸福への傾向性」に見出す解釈については，Magri: 2000 を参照。また，マグリ解釈の妥当性は佐々木: 2017 第 5 章で検討されている。

30 これは佐々木: 2017 と関心を共有する。

参考文献

Lolordo, Antonia (2012), *Locke's Moral Man*, Oxford University Press.

— (2013), "Reply to Rickless," *Locke Studies*, Vol. 13, pp. 55-64.

Locke, John (1689), *An Essay Concerning Human Understanding* (Peter H. Nidditch ed, Oxford University Press, 1979).

Johnson, J. et. al. ed. (1801/2005), *The Works of John Locke, in Ten Volumes* (Faccstimile edition), Elibron.

Chappell, Vere (1994), "Locke on the freedom of the Will," in *Locke's Philosophy: Content and C00ontext* (ed. by G. A. J. Rogers, Clarendon Press), pp. 101-21.

Garrett, Don (2016), "Liberty and suspension in Locke's theory of the will," in *A Companion to Locke* (Matthew Stuart ed. Blackwell Publishing Ltd, 2016), pp. 260-278.

Lowe, E. J. (1995), *Locke on Human Understanding, Routledge*.

Magri, Tito (2000), "Locke, Suspension of Desire, and the Remote Good," *British Journal for the History of Philosophy*, Vol. 8, No. 1, pp. 55-70.

Rickless, Samuel C. (2000), "Locke on the Freedom to Will," *The Locke Newsletter*, Vol. 31, pp. 43-67.

— (2013), "Locke on Active Power, Freedom, and Moral Agency," *Locke Studies*, Vol. 13, pp. 31-54.

佐々木拓 (2017), 『ジョン・ロックの道徳哲学』, 丸善.

Yaffe, Gideon (2000), *Liberty Worth the Name – Locke on Free Agency*, Princeton University Press.